相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍茨城県稲敷郡河内町長竿三八四〇番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　岡部　秀康

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

茨城県龍ケ崎市四四三三番地黒田法律事務所　相続財産管理人　弁護士　黒田　綾香

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍栃木県宇都宮市東峰町三四四二番地七五、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　小原　里志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

栃木県宇都宮市東宿郷三丁目一番九号あかねビル九階　小菅・島薗法律事務所　相続財産管理人　弁護士　小菅　拓郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県前橋市下佐鳥町一〇五番地一、最後の住所群馬県前橋市下佐鳥町一〇五番地一　被相続人　亡　西山　四郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

群馬県前橋市大手町三丁目四番一六号　石原・関・猿谷法律事務所　相続財産管理人　弁護士　関　夕三郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県久喜市久喜東一丁目八五九番地、最後の住所埼玉県久喜市久喜東三丁目一四番一一号　被相続人　亡　奥山　光

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

埼玉県さいたま市南区文蔵二―一―二　コルティーレ一三〇二扇法律事務所　相続財産管理人　弁護士　扇　直記

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉市稲毛区轟町一丁目四八番地、最後の住所千葉市稲毛区轟町一丁目一番七号　被相続人　亡　松戸　哲夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一五番六号　やまちょうビル七階　レークス法律事務所　相続財産管理人　弁護士　宮下　進

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍千葉県船橋市三咲六丁目五五番地一一六、最後の住所千葉市若葉区小倉町一七六三番地一三　有料老人ホームオアゾ桜木　被相続人　亡　安川　てる

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所千葉市中央区中央三丁目一〇番四号　マーキュリー千葉六階　すみれ総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　久保　隼哉

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都北区志茂四丁目二九番地五、最後の住所東京都足立区佐野二丁目一六番一号ウエルハイム東京　被相続人　亡　佐々木春江

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所東京都港区南青山五丁目一一番一五号Ｈ＆Ｍ南青山Ｗ四〇二号室古屋総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　古屋有実子（登録名　ゆみ子）

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都台東区浅草六丁目六番地五、最後の住所東京都墨田区墨田四丁目一三番二号　被相続人　亡　田中　幸作

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所東京都中央区京橋二丁目八番二一号―五階飯塚総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　荒木　理江

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区上馬一丁目一五番、最後の住所東京都世田谷区上馬一丁目一五番一八―二二〇二号　被相続人　亡　佐々木政義

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所東京都渋谷区渋谷三丁目六番四号プライア渋谷一六〇五号室隼総合法律事務所　相続財産管理人　弁護士　岡本　好司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都中野区本町四丁目七一番地、最後の住所東京都杉並区高円寺南四丁目二三番五号ＡＣＰビル六階　被相続人　亡　郡司　雅章

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所東京都千代田区丸の内三丁目一番一号国際ビル八三九区中外合同法律事務所　相続財産管理人　弁護士　田辺研一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都足立区千住東一丁目五番、最後の住所東京都足立区千住東一丁目五番三号　被相続人　亡　浅野　由美

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年一月十六日

事務所東京都千代田区神田司町二―八―四吹田屋ビル七階あぽろ法律事務所　相続財産管理人　弁護士　森田　憲右

第３期決算公告

平成30年1月16日

東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
バンビプロパティー特定目的会社
取締役　松澤　和浩

貸借対照表の要旨（平成29年10月31日現在）（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	1,682,041	流動負債	21,144
信託預金	29,855	固定負債	1,126,149
信託建物及び附属設備	1,158,524	負債合計	1,147,293
信託器具及び備品	764	社員資本	629,741
信託機械及び装置	841	特定資本金	10
信託土地	492,055	優先資本金	634,000
その他の資産	94,994	剰余金	△4,268
流動資産	89,672	当期未処理損失	4,268
固定資産	698		
投資その他の資産	698		
繰延資産	4,623	純資産合計	629,741
資産合計	1,777,035	負債・純資産合計	1,777,035

損益計算書の要旨
（自　平成28年11月１日　至　平成29年10月31日）
（単位：千円）

科目	金額
営業収益	109,991
営業費用	113,973
営業外損失	3,981
営業外収益	0
経常損失	3,981
税引前当期純損失	3,981
法人税、住民税及び事業税	290
当期純損失	4,271